

令和2年松前町条例第35号

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月28日

松前町長 岡 本 靖

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松前町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年松前町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理者)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を同項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>（管理者に係る経過措置）</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員_____でなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p><u>（管理者に係る経過措置）</u></p>

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 令和3年4月1日から令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所であつて、同日において前項の規定により介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者としているものにあつては、同条第2項の規定にかかわらず、当該介護支援専門員を引き続き同条第1項に規定する管理者とすることができる。

4 省略

2 平成33年3月31日まで \_\_\_\_\_ の間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を同条第1項に規定する管理者とすることができる。

3 省略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。